

天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 天山地区共同環境組合が計画するエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業を推進するため、天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式及び施設規模等に関すること。
- (2) エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営方式に関すること。
- (3) その他エネルギー回収型廃棄物処理施設に関連する必要な事項。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他管理者が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務の終了までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、天山地区共同環境組合事務局が行う。

(公開)

第10条 委員会の会議については原則非公開とする。ただし、会議録については公開を行う。

- 2 委員長は会議の内容に応じて必要があると認めるときは、会議録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営のための必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。